

新宿区子ども・子育て会議について

1 設置目的

新宿区子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、新宿区の子ども・子育て支援施策の推進を図るため、設置する会議体です。

2 所掌事務

子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理します。

- 1 特定教育・保育施設（ 1 ）の利用定員の設定に関すること。
 - 2 特定地域型保育事業（ 2 ）の利用定員の設定に関すること。
 - 3 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
 - 4 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- （ 1 ）特定教育・保育施設…認可保育所、認定こども園、幼稚園のことを指します。
- （ 2 ）特定地域型保育事業…家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のことを指します。

【参考】

○ 認可

国、都道府県及び区市町村以外の者が、保育所を設置し、または地域型保育事業等を行うにあたっては、都道府県知事や区市町村長の認可を得る必要があります。

認可の申請があったときは、都道府県知事や区市町村長は、設備や職員の体制などについて一定の基準に適合しているかどうかを審査します。

施設・事業	認可権者	根拠法令
保育所	都道府県知事	児童福祉法
認定こども園 (幼保連携型)	都道府県知事	認定こども園法*
私立幼稚園	都道府県知事	学校教育法
地域型保育事業	区市町村長	児童福祉法

* 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

○ 認定

保育所や幼稚園等が、保育が必要な子どもにも必要でない子どもにも対応して保育・教育を一体的に提供し、地域の子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供など）を行う場合に、都道府県知事から「認定こども園」として認定を受けることができます。

認定こども園には4つの類型があります。

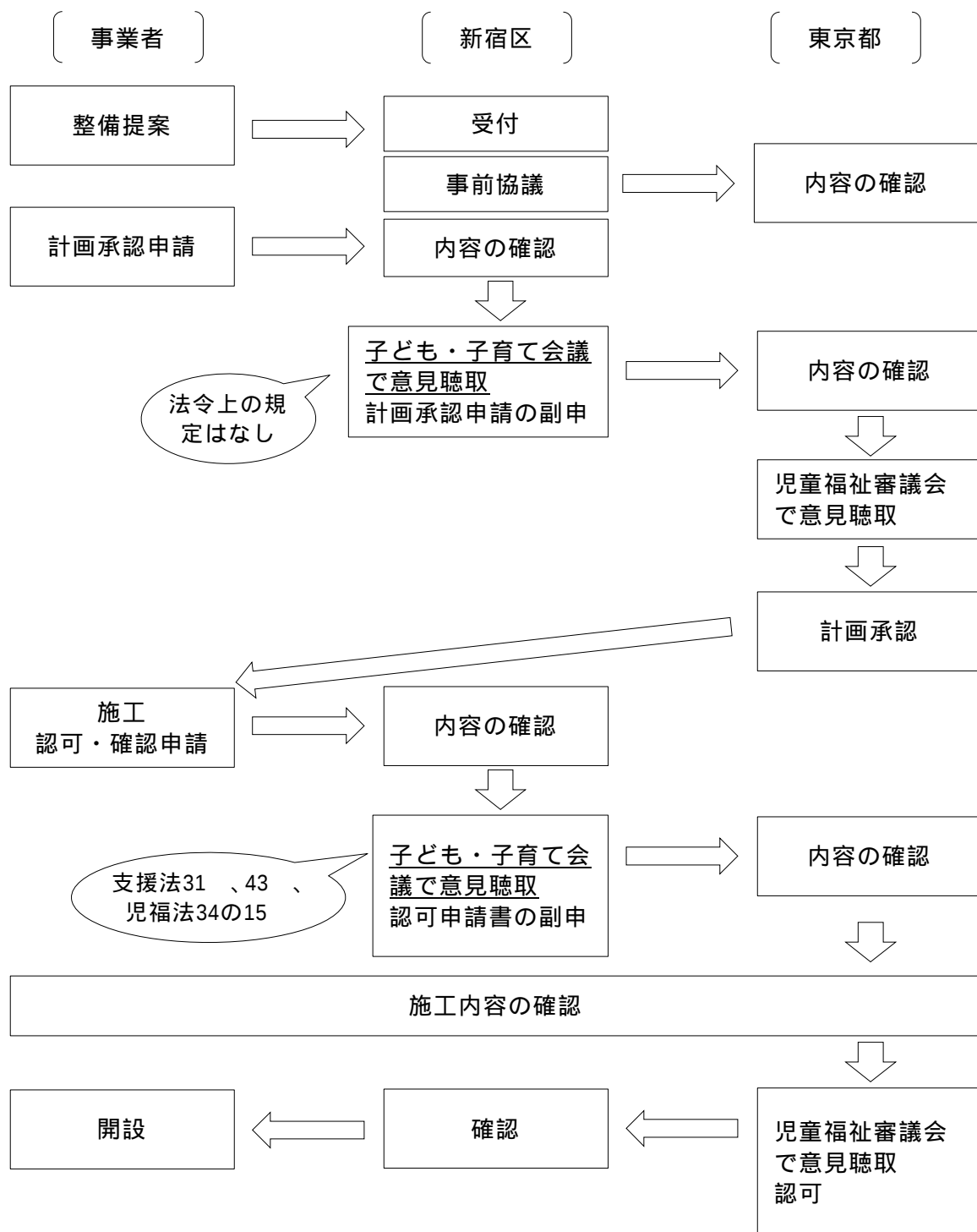
幼保連携型	幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設
保育所型	幼稚園機能＋保育所
幼稚園型	幼稚園＋保育所機能
地方裁量型	幼稚園機能＋保育所機能

○ 確認

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度における新しい手続きです。新制度のもとで公費による財政支援の対象となるには、区市町村長による「確認」を受ける必要があります。確認を受けた施設・事業者は、区市町村が定める運営基準を順守しなければなりません。

また、区市町村長は、確認に際して、施設や事業の利用定員を定めます。この利用定員は、特に理由がない限り、認可上の定員と同じです。

○ 施設の設置・事業の開始までの手続きの流れ



この流れ図は認可保育所の場合です。地域型保育事業等は区が認可・確認するため、区を経由した事業計画の提出や区から都に対する協議、都における審議会での意見聴取等はありません。